

特定事業所集中減算における「正当な理由の範囲」の取扱い

| | |
|---|---|
| 1 | 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合 |
| 2 | 特別地域居宅介護支援加算を算定している場合 |
| 3 | 判定期間中の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合 |
| 4 | 判定期間中に各サービスを位置付けた計画件数が、サービスごとでみた場合に1月当たり平均10件以下である場合 |
| 5 | サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合 |
| | ① 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容の意見・助言を受けている場合 |
| | ② 訪問介護事業所で、特定事業所加算Ⅰを算定している場合（※） |
| | ③ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）で、認知症加算を算定している場合（※） |
| 6 | ④ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）で、中重度者ケア体制加算を算定している場合（※） |
| 6 | その他正当な理由として市長が認めた場合 |

（※） 当該加算を算定している事業所を計画数から除外して再計算する。

【注】

1 訪問介護サービス等

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

2 事業所数の考え方

判定期間の期首（前期は3月1日、後期は9月1日）の事業所数（医療みなしの事業所については、各判定期間の最初の月の給付実績がある事業所は含み、最初の月の給付実績がない事業所については含まない。）

なお、判定期間中に事業所数の変更があった場合の考え方は以下のとおり。

【居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域が変更】

① 事業の実施地域が拡大した場合 → 期末の実施地域で判断する。

② 事業の実施地域が縮小した場合 → 期首の実施地域で判断する。

※ これらの場合における変更日は、変更届の受理日か運営規定の変更日のいずれか遅い方とする。また、それが期首日である場合、当該変更後の数で判断する。

【訪問介護サービス等の事業所が増減】

① 事業所が増加した場合 → 期首の事業所数で判断する。

※ この場合における増加日は、指定日とする。（営業開始日ではない。）

② 事業所が減少した場合 → 期末の事業所数で判断する。

※ この場合における減少日は、廃止届の受理日か実際の廃止日のいずれか遅い方とする。

3 大田原市における特別地域

旧須賀川村、旧両郷村

4 挙証資料の整備・保管

挙証資料は、第三者が見た場合に事実が確認でき、要件を満たしていることを確認できるものであれば、資料の種類や様式は任意。これらは実地指導において確認するほか、必要に応じて提出を求めるので5年間保管すること。